

窓口・電話の受付時間を「午前9時～午後4時」に変更 ～行財政運営及び職員の働き方改革を推進します～

1 目的

持続可能で安定的な行財政運営及び職員の働き方改革を推進するため、窓口・電話の受付時間を変更します。その一方で、受付時間変更に伴う市民サービスの低下を抑えるため、時間や場所を選ばず手続きできる「行かない窓口」を増やします。

(1) 持続可能で安定的な行財政運営

窓口・電話の受付時間の変更に合わせて、職員の適正かつ効率的な配置及び時間外勤務の縮減を図ることで、人件費の抑制と限られた人材の有効活用につなげます。

(2) 職員の働き方改革

現在、窓口時間と勤務時間が同じであるため、始業前の準備や閉庁後の後処理は、時間外勤務を前提としたものとなっています。これらを勤務時間内に収めるなど、働きやすい職場環境の実現を図ります。

2 概要

(1) 受付時間 午前9時～午後4時（現在 午前8時30分～午後5時15分）

(2) 施行日 令和9年1月

3 対象機関等

(1) 市役所本庁舎

(2) 各出張所（東部市民センター、味美、高蔵寺、坂下）

※ 図書室及び貸館業務は従来どおり。

(3) 多様性社会推進課（青少年女性センター内）、こども家庭センター（総合保健医療センター内）、清掃事業所、クリーンセンター（電話対応時間のみ）、潮見坂平和公園管理事務所、文化財課（中央公民館内）



4 窓口の状況等

(1) 来庁者の多い戸籍住民課や出張所等における調査では、全体の85パーセント以上が午前9時から午後4時までの間に来庁。

(2) 住民票の写しなど各種証明書のコンビニ交付サービスの利用が増加。令和8年4月から7月までのコンビニ交付率は、45.8%。

5 行政手続のオンライン化の推進等

受付時間の変更に伴う市民サービスの低下を抑えるため、行政手続のオンライン化を進めており、現在、212の手続でオンライン申請が可能で、今後も増やしていきます。

また、市職員が事務作業に集中できる時間を確保し、手続の一層の迅速化を図ることで、市民サービスの向上につなげます。